



住民税均等割のみ課税世帯に対する臨時特別給付金に関するお知らせ

【問合わせ】臨時特別給付金事業実施本部 ☎84-0600

物価高騰が続くなか、住民税均等割のみ課税世帯に対し、1世帯あたり3万円を支給します。なお、この給付金は、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(対象:令和4年度住民税非課税世帯)を受給することのできない低所得世帯を支援するために支給するものです。

対象世帯

基準日(令和4年9月30日)において、半田市に住民票があり、かつ、申請時点まで居住しており、令和4年度分の住民税が「均等割のみ課税」または「均等割のみ課税者と非課税者」で構成されている世帯。ただし、住民税が課税されている者に世帯全員が扶養されている世帯を除く。

※本市の住民税均等割額(一人あたり)は、5,500円です。

申請方法

対象世帯には、12月中旬に案内を送付します。同封の確認書をご返送ください。

※令和4年1月2日以降に転入された方(本市で収入状況等を把握できない方)やDV等により住民票を移すことができない方などは、申請書や所得・課税証明書等の提出が必要です。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



飼料等価格高騰の影響を受ける農業者を支援します

【問合わせ】産業課 ☎84-0636

農業者飼料等価格高騰対策補助金

燃料価格の高騰や国際物流の混乱などにより農業生産資材の価格が高騰し、農業生産事業に大きな負担となっていることから、市内農業生産者の事業継続および経営の安定化を図るため、高騰分の一部を助成します。

補助対象者

①市内に住所を有する販売農家※、認定農業者、新規就農者

②令和3年度中に営農しており、令和5年度も引き続き営農する者

※経営耕地面積30a以上または農産物販売金額が年間50万円以上の農家

補助対象経費・補助額

令和3年分の確定申告書および決算書等※に基づき、農業生産資材の各経費に、それぞれの高騰率を乗じて合計した額の2分の1の額(千円未満切り捨て)

※農業生産資材の領収書や販売証明含む

※補助上限額200万円

農業生産資材	高騰率		
種苗費	2.6%	×	合計 × 1/2 = 補助額
肥料費	38.4%		
飼料費	21.2%		
動力光熱費	10.9%		

申請期間 12月1日(木)～令和5年2月28日(火)

申請方法 申請書と必要書類(確定申告書、決算書等)をお持ちのうえ、産業課で申請してください。
申請書は市ホームページからダウンロードまたは産業課にあります。